

土地改良専門技術者に よる調査報告書

土地改良事業計画審査による
専門技術者の調査報告書

地区名	狭間池
事業の種類	農業生産基盤整備事業 (ため池整備型)
事業主体	水戸市

令和 7 年 4 月 10 日

専門技術者氏名	印
土地改良専門技術者 小瀧 雄二	

土地改良事業に対する土地改良法第87条第2項において準用する同法第8条第2項の規定による技術者の調査報告書

1. この事業施行の必要性

本地区は、茨城県の中央部に位置し、水戸市の北西部に位置する水田地帯と畑地帯が混在する台地の低地にあり、受益面積は、水田 A=3.1haである。

本地区の、南側堤体の一部と東側堤体・西側堤体は土堤護岸のため波浪により著しく洗掘されており、南側堤体からは漏水も確認されている。そのため決壊の恐れがあり危険な状況である。また、ため池の維持管理等の経費は多大なものがあり、受益農家の経営基盤を不安定なものにしている。

このため本事業により、本地区の将来的な農業振興を見据えてため池護岸の整備を行い、ため池護岸機能の向上及び維持管理費の低減、災害等の防止を図るため、早急に農業生産基盤整備事業を行う必要がある。

2. この事業施行の技術的可能性

本事業の施行計画は、現況の土造り護岸を布製型枠・多段積かごマット護岸工(5段)にて整備し、農業用用水の確保と維持管理の節減、災害等の防止を図るものである。

これらの事業は、現時点において確実性があり、従来から一般的に行われている実績ある工法であり、技術的に妥当で問題のない選択である。

3. 事業主体がこの事業を行うことに対する技術的意見

事業主体である水戸市は、過去に同様な事業に取り組み実績が数多くあることから問題ない。

4. この事業によって生ずる経済効果

(1) 効用及び算出基礎

	年総効果(便益)額	年増加農業所得額
作物生産効果	102 千円	102 千円
維持管理節減効果	730 千円	730 千円
国産農産物安定供給効果	320 千円	0 千円
災害防止効果	1,446 千円	188 千円
計	2,598 千円	1,020 千円

上記のように効用が算出されており、効用及び算出基礎とも妥当なものと判断される。

(2) 費用及びその算出基礎

	事業量	事業費
純工事費	布製型枠 L=83.7m かごマット(5段) L=26.0m	29,960 千円
測量試験費		0 千円
実施設計費		2,540 千円
事務雑費		0 千円
計		32,500 千円

上記のように費用が算出されており、費用及び算出基礎とも妥当なものと判断される。

(3) 費用と効用の比較

年総効果(便益)額をもとにこの事業の妥当性を検討すれば、総便益額は、49,272千円、総費用は、36,546千円となっており、総便益額を総費用で除した総費用総便益比は以下のように1.0以上となっている。したがって、この事業は、経済的にみても適正かつ妥当なものであると判断される。

$$\text{総費用総便益比} \quad 1.34 = \frac{\text{総便益額} \quad 49,272 \text{ 千円}}{\text{総費用} \quad 36,546 \text{ 千円}}$$

5. 地元負担金の負担能力について

事業費		32,500,000 円		
国庫補助金		0 円 (0.0 %)		
県補助金		16,250,000 円 (50.0 %)		
市町村負担金		16,250,000 円 (50.0 %)		
地元負担金		0 円 (0.0 %)		
内訳	借入金	0 円	借入先	-
	地元調達	0 円		

10a当たり農家負担金		
0 円		受益面積 3.1 ha
10a当たり借入金償還負担		
償還期限	利率(年賦)	0 円
年		
-	-	

本事業の地元負担の割合は無い。
その為、事業の性質等から問題なしと判断される。

6. この事業による非農用地区域が設定される場合その位置及び規模についての意見

- (1) 特定用途用地その他農用地以外の土地で引き続き農用地として利用されないことが
確実であると見込まれる土地に代わるべき土地の区域として設定される場合

該当なし

- (2) 共同利用施設用地又は公用若しくは公共用に供する施設の用地区域として設定さ
れる場合

該当なし

- (3) (1)及び(2)のほか自然的経済的社会的諸条件に照らし事業施行後農用地以外の用
途に供することを予定する土地の区域として設定される場合

該当なし

7. この事業の環境との調和への配慮に対する意見

水戸市都市計画マスタープランによれば、本事業区域周辺は田園風景など、自然景
観の保全を図るゾーンとされている。工事施工に際しては、排対型の建設機械を積極
的に活用し、二酸化炭素の排出を削減し、周辺環境に配慮するものとする。

なお、事業を進めるに当たり、新たに配慮すべき生物等が確認された場合には、関係
機関と綿密な連携をはかりながら適切な配慮をし、事業の推進に努められたい。

8. この事業施行によって影響する他の事業について(その処理対策)

該当なし

9. 換地計画樹立の基本構想及びその実施方法に対する意見

該当なし

10. この事業によって生ずる施設の維持管理方法に対する技術的意見

本事業によって造成される施設の維持管理者は、中妻地区土地改良区となっており、従
前同様、今後とも適切な管理が期待され問題ない。

11.その他土地改良事業計画書に記載された事項についての技術的意見

特になし

12.結論及び勧告

本事業計画は、土地改良事業の趣旨に沿ったもので、地域の実情にあった内容となっており、妥当なものと認められる。

実施にあたっては、受益者の合意形成が図られるよう努めると共に、関係機関と十分に協議調整を行い、事業の早期完成に努められたい。